

別紙5 住宅性能評価の等級

品確法に基づく建替住宅の住宅性能評価の等級を、以下のとおりとする。なお、付帯施設（駐車場、自転車置場等）の等級については、建築基準法により確保される水準以上とする。

	表示すべき事項	表示方法
1・構造の安定に関すること	1-1：耐震等級 (構造躯体の倒壊等防止)	等級1
	1-2：耐震等級 (構造躯体の損傷防止)	等級1
	1-3：その他 (地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	建築基準法により確保される水準
	1-4：耐風等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	建築基準法により確保される水準
	1-5：耐積雪等級 (構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)	建築基準法により確保される水準
2・火災時の安全に関すること	2-1：感知警報装置設置等級 (自住戸火災時)	建築基準法・消防法により確保される水準
	2-2：感知警報装置設置等級 (他住戸等火災時)	建築基準法・消防法により確保される水準
	2-3：避難安全対策 (他住戸等火災時・共用廊下)	建築基準法・消防法により確保される水準
	2-4：脱出対策 (火災時)	建築基準法・消防法により確保される水準
2・火災時の安全に関すること	2-5：耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部))	建築基準法・消防法により確保される水準
	2-6：耐火等級 (延焼のおそれのある部分(開口部以外))	建築基準法・消防法により確保される水準
	2-7：耐火等級 (界壁及び界床)	建築基準法・消防法により確保される水準
3・劣化の軽減に関すること	3-1：劣化対策等級 (構造躯体等)	等級3 (木造の場合は等級2)

	表示すべき事項	表示方法
4・維持管理・更新への配慮に関する事 こと	4-1；維持管理対策等級 (専用配管)	等級2
	4-2；維持管理対策等級 (共用配管)	等級2
5・温熱環境・エネルギー消費量に 関すること	5-1；温熱環境 (断熱等性能等級)	建築物エネルギー消費性能誘導基準 (※)により確保される水準
6・空気環境に関 すること	6-1；ホルムアルデヒド対策 (内装及び天井裏等)	等級3
7・光・視環境に 関すること	7-1；単純開口率	建築基準法により確保される水準
	7-2；方位別開口比	建築基準法により確保される水準
8・音環境に関す ること	8-1；重量床衝撃音対策	等級2又は 相当スラブ厚15cm以上
	8-3；透過損失等級 (界壁)	等級1
	8-4；透過損失等級 (外壁開口部)	等級2
9・高齢者等への 配慮に関する事 こと	9-1；高齢者等配慮対策等級 (専用部分)	等級3
	9-2；高齢者等配慮対策等級 (共用部分)	等級4

※ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項第1号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準（ただし、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令（令和4年経済産業省・国土交通省令第1号）による改正後の基準とする。）